

## 公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路を次のとおり指定したので、公告する。

令和3年6月3日

宮城県東部土木事務所



- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| 1 指定番号        | 第855号（東部土木事務所）     |
| 2 指定道路の種類     | 建築基準法第42条第1項第5号    |
| 3 指定の年月日      | 令和3年6月3日           |
| 4 指定道路の位置     | 登米市迫町北方字舟橋前50-1の一部 |
| 5 指定道路の幅員及び延長 |                    |
| (1) 幅員        | 6.00m              |
| (2) 延長        | 41.58m             |